



日本建築学会関東支部神奈川支所 第7回企画
プラハとウィーンの近代建築視察旅行

Otto Wagner と Adolf Loos を中心に

旅行期間：2023年3月21日(火)～3月29日(水) 9日間



「プラハとウィーンの近代建築視察旅行」

日本建築学会関東支部神奈川支所第7回企画で各回『空間の魅力』をテーマとした海外視察旅行です。

- ◆1920年前後の建築に焦点をあてた前回企画は「バウハウスとドイツ・オランダの建築」でしたが今回はその前の世紀末の新しい造形をめざした、ウィーン分離派の中心人物、オットー・ワグナーとワグナーに学びながら終始分離派に批判的であったアドルフ・ロースに焦点をあて、機能性・合理性を重視した近代建築にモダニズムの源流を探訪する旅です。
- ◆ウィーンではオットー・ワグナーの代表作のシュタイン・ホーフ教会、郵便貯金局の他、多くのワグナー作品を見学します。アドルフ・ロースについては、ウィーンでは「装飾は罪悪」のロースハウス、近くにあるショップなどとカフェ・ムゼウム、郊外にある住宅を廻ります。プラハでは代表作のミュラー邸の他プラハから約1時間のPlzen市内にあるロースの住宅インテリアを見学します。
- ◆ワグナー、ロースとの関連建築の他、ウィーンでは、世界一美しいとされる国立図書館、J・ヌーヴェルが参加したガソメーター再利用開発、H・ヴァッサーの2つの建物、1kmの長さを持つカール・マルクス・ホーフ集合住居、哲学者ヴァイトゲンシュタインが関与したストロンボー邸等のウィーン建築を巡ります。
- ◆プラハにはヨーロッパの歴史を彩ってきた様々な建築様式の建物が存在します。プラハにしかないといわれるキュビズム様式の黒い聖母の家、アールヌーヴォー様式の市民会館、ロマネスク様式のストラホフ修道院のこちらも世界一美しいとされる図書室などプラハ歴史地区を見学します。またF・O・ゲーリーのダンシング・ビルの話題作も予定しています。プラハからウィーンの中程に位置するBrunoという都市ではミース・ファンデル・ローエの住宅、トゥーゲンハット邸などを訪門します。
- ◆プラハに3連泊、ウィーンに4連泊をし、団体で効率よく巡りますので、多くの見学先を可能にしました。なお、ウィーンではオプションで音楽鑑賞も予定しております。(学会会員でなくとも参加できます)



日本建築学会関東支部神奈川支所



プラハとウィーンの近代建築視察旅行 日程

月 日	曜	発着地	時刻	交通機関	摘要	食事
2023年 3月21日 ①	火	羽田発 フランクフルト着 フランクフルト発 プラハ着	12:15 19:15 21:00 22:00	LH-717 LH-1402	羽田空港に集合。 搭乗手続き後、フランクフルト乗り継ぎにてプラハへ 着後、ホテルへ (プラハ泊)	機
3月22日 ②	水	(プラハ)	終日		◆プラハ市内建築研修(専用バス) ◎プラハ歴史地区、プラハ城など ◎ヴァンダーニッツ邸、ダンシングビルなど ◎市民会館 夕食(市民会館地下ビヤホール) (プラハ泊)	朝 昼 夕
3月23日 ③	木	プラハ発 (プルゼニ) プラハ着	午前 午後		専用バスにてプルゼニへ(約100キロ・1時間30分) ◆プルゼニ建築(ロースのインテリア)研修 見学後、プラハへ(約100キロ・1時間30分) ◎ミューラー邸、キュビズム建築、黒い聖母の家など ※夕方よりフリータイム (プラハ泊)	朝 昼 一
3月24日 ④	金	プラハ発 (ブルノ) ウィーン着	午前 午後		専用バスにてブルノへ(約210キロ・約2時間30分) ◆ブルノ建築研修 昼食(Eraにて) ◎トーゲンハット邸・聖ヤコブ教会納骨堂 見学後、専用バスにてウィーンへ(約140キロ・約2時間) ○ガソメーター (ウィーン泊)	朝 昼 夕
3月25日 ⑤	土	(ウィーン)	終日		◆ウィーン市内建築研修(地下鉄1日券) ◎シュテファン大聖堂、KNIZE 洋服店、ハースハウスなど 昼食(カフェムゼウム) ◎ゼセッション館、国立図書館など ※夕方よりフリータイム・オプション楽友協会コンサートを予定 (ウィーン泊)	朝 昼 一
3月26日 ⑥	日	(ウィーン)	終日		◆ウィーン市内建築研修(専用バス) ◎オット・ワグナーピラ、シュタイン・ホーフ教会、サナトリウムなど 夕食(ウィーン家庭料理レストラン) (ウィーン泊)	朝 昼 夕
3月27日 ⑦	月	(ウィーン)	終日		◆ウィーン市内建築研修(専用バス) ◎ヴァイトゲンシュタイン邸、フンデルワッサーハウス、中央銀行など 昼食(クストハウス) ◎郵便貯金局、ヌスドルフの運河堰、高射砲塔、カールマルクスホフ など 夕食(ウィーンの森ホイルゲ) (ウィーン泊)	朝 昼 夕
3月28日 ⑧	火	ウィーン発 フランクフルト着 フランクフルト発	11:10 12:35 13:55	専用バス LH-1239 LH-716	ホテル出発 フランクフルト乗り継ぎにて帰国の途に (機中泊)	朝 一 機
3月29日 ⑨	水	羽田着	09:45		到着、入国手続き後解散	機

利用予定航空会社:ルフトハンザ・ドイツ航空(LH)

表内に掲げた主な見学先は企画段階で見学可能と判断されたもので、その後、現地の事情により見学不可になる場合がありますのでご承知おき下さい。

航空機の発着時間、日程、スケジュールが変更になる場合がございます。予めご了承ください。

実施要綱

日本建築学会関東支部神奈川支所企画 プラハとウィーンの近代建築視察旅行

旅行期間：2023年3月21日(火)～3月29日(水) 9日間

旅行費用：¥356,000. - (25名様以上の参加の場合) 募集人数：25～30名様

■旅行費用に含まれるもの

- ①日程記載の航空運賃(エコノミークラス)
- ②団体行動中の各種チップ
- ③宿泊ホテル(1室2名様基準)
- ④日程記載の移動に要する専用車料金
- ⑤食事代 朝7回、昼6回、夕4回
- ⑥各視察研修先のガイド料・入場料等
- ⑦添乗員費用
- ⑧国際観光旅客税、羽田空港施設使用料、
現地空港税等 (¥19,300) ※変動があります
- ⑨現地ホテル宿泊税(¥2,500)

■旅行費用に含まれないもの

- ①荷物超過料金(23kgを超えるもの)
- ②任意の旅行傷害保険料
- ③旅券印紙代(¥11,000 又は ¥16,000 有効旅券をお持ちの方は必要ありません。)
※旅券の有効残存期限が出国時より3か月以上必要となります。ご確認お願い致します。
- ④一人部屋利用追加費用(¥59,000)
- ⑤旅程に含まれない昼食・夕食、食事の際の飲物代
- ⑥個人的性質の各種費用(電話代、クリーニング代等)
- ⑦各種検査費用(PCR、ワクチン等)
- ⑧燃油サーチャージ(¥123,000)
※2022年10月現在の料金。変動があります

■第1次申込締切:2022年12月15日(木)

■旅行申し込み方法

参加申込書をメール又はFAXにて送付下さい。同時に申込金¥60,000をお振込みの程お願い致します。

(申込金は旅行費用の内金となります。) メール:kojima@bstworld.co.jp FAX:03-3295-4118

■振込口座

銀行名:三井住友銀行/日比谷支店/口座:当座預金 2102391/名義:ベストワールド株式会社

■渡航手続き

有効旅券を所持していない方は、下記の書類をご用意の上、住民登録のある各都道府県の旅券センターにて申請を行っていただきます。申請から受領まで約7日程かかりますので、お早めにお手続きをお願いします。

1. 戸籍抄本 1通(最近6ヶ月以内のもの)
2. 写真 1枚(縦4.5cm×横3.5cm)

■おことわり

旅行費用は令和4年9月現在の特別航空運賃を基準にしております。出発前に大幅な為替変動などがあった場合には、旅行費用が変更となる場合がありますのでご了承の程、お願い致します。

■キャンセルについて

旅行参加申し込み後、お客様のご都合で旅行を取り止める場合は取り消し料をお願いします。

- *45日前～31日前まで 15,000円
- *30日前～3日前までの場合 費用の20%
- *2日前～出発前日までの場合 費用の50%
- *無連絡取り消し、出発当日の取消 費用の100%

旅行手配・申込み・お問い合わせ

ベストワールド株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-7-4

TEL:(03)3295-4111/FAX:(03)3295-4118

プラハとウィーン近代建築視察 係

◆旅行説明会◆

参加を申し込まれました方に対し、建築学会神奈川支所にて2月中旬に企画・注意事項に関する旅行説明会を開催します。

日程等のご案内は後日連絡致します。

規約事項

旅行中天災事変、火災、政府及び公共団体の命令、政変、ストライキ、戦争、暴動、流行病、隔離、税関規則等不可抗力の事由により生じた損害、盗難、詐欺、暴行、傷害等会社及び旅行会社の責任外の事故による損害または参加者が諸法令、或いは公序良俗に反する行為のための生じた損害については責任を負うことは出来ません。なお航空機、鉄道船舶などの運輸機関の運賃変更、スケジュールの変更が合った場合、その他止むを得ざる事情があった場合などは、経費・日程を変更する場合があります。その他の規約事項は弊社旅行業約款によります。

総合旅行業務取扱管理者 中沢雄二

日本からチェコ、オーストリアへの入国

全ての渡航者は、規制無しで入国可能

チェコ、オーストリアから日本への入国

▼国籍を問わず海外から日本へ入国する場合

①日本入国時の検疫措置(2022年6月1日0時(日本時間)以降、日本に到着する方が対象)
チェコ、オーストリアは青色に区分されています。

【青区分から入国する場合】

(1)3回目ワクチン接種証明書あり

- ・出国前72時間以内の検査:不要
- ・入国時検査:なし
- ・入国後待機期間・場所:待機なし

(2)3回目ワクチン接種証明書なし

- ・出国前72時間以内の検査:必要 ※現地にてPCR検査を受ける必要があります
- ・入国時検査:なし
- ・入国後待機期間・場所:待機なし

②ワクチン接種証明書について

接種証明書は以下の1~4の条件を満たすものに限り、有効。

1.政府等公的な機関で発行された接種証明書(対象となるワクチン接種証明書の発行国・地域は厚生労働省のサイトを参照)

※日本で発行された接種証明書は、以下のいずれかに該当するものが有効

- ・政府または地方自治体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」
- ・地方自治体発行の「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」
- ・医療機関等発行の「新型コロナウイルス接種記録書」
- ・その他同等の証明書と認められるもの

2.以下の事項が日本語または英語で記載

- ・氏名/生年月日/ワクチン名またはメーカー/ワクチン接種日/ワクチン接種回数

※生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載しており、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなされる。

3.3回目までに接種したワクチンの種類が、以下のいずれかであること

- ・コミナティ筋注/ファイザー ・バキスゼブリア筋注/アストラゼネカ
- ・COVID-19 ワクチンモデルナ筋注/モデルナ ・Janssen COVID-19 Vaccines/ヤンセン(1回の接種をもって2回分相当とみなす)
- ・コバクシン(COVAXIN)/バーラト・バイオテック ・ヌバキソビッド筋注/ノババックス

※コミナティ、コビシールド(Covishield)およびコボバックス(COVOVAX)を含む。

※1回目、2回目、3回目で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効。

4.ファイザー、モデルナ、ノババックス、アストラゼネカ、ヤンセン、バーラト・バイオテックのワクチンのいずれかを3回目以降に接種していることがわかること

※バーラト・バイオテックについては、7月31日から適用

【アプリインストールのために必要な OS バージョン】

・iPhone 端末:iOS13.5 以上 ・Android 端末:6.0 以上

入国時に必要な検査証明書の要件

1.検体採取が出国前の72時間以内であること

2.所定のフォーマットを使用して以下の内容を検査証明書へ記載する

・氏名/パスポート番号/国籍/生年月日/性別、・検査法/採取検体、・結果/検体採取日時/結果判明日/検査証明書交付年月日、・医療機関名/住所/医師名/医療機関印影
・すべての項目が英語で記載されたもの

3.検体採取方法は以下のいずれかに限る

鼻咽頭ぬぐい液/鼻腔ぬぐい液/唾液/鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液の混合

※実際の検体採取箇所が「鼻咽頭」でも検査証明書に記載の検体が「鼻腔」を示す「Nasal swab」や「Nasal and throat swab」などとして記載されている場合は無効となる。 ※鼻腔ぬぐい液は核酸増幅検査のみ有効となる。

4.検査方法は以下のいずれかに限る

RT-PCR 法/LAMP 法/TMA 法/TRC 法/Smart Amp 法/NEAR 法/次世代シーケンス法/抗原定量検査(抗原定性検査ではない)

▽入国時の手続きの簡素化(ファストラック)について

・成田国際空港/羽田空港/中部国際空港/関西国際空港より入国の方が利用可能。
・入国前に、アプリ上で検疫手続きの一部を事前に済ませることが可能。
※搭乗便到着予定日時の6時間前までにアプリ上での事前申請を完了させる必要あり。

【用意するもの】

- (1)MySOS がインストールされたスマートフォン等
- (2)パスポート番号
- (3)日本政府が認めたワクチン接種証明書(任意)
- (4)検査証明書(出国前72時間以内のもの) ※ワクチン3回接種者は免除

▽入国後の自宅等待機期間について

※有効なワクチン接種証明書は指定のワクチンを3回接種したことが確認できるもの

- (1)ワクチン接種証明書あり
・自宅等の待機が免除
- (2)ワクチン接種証明書なし
・自宅等の待機が免除

⑤誓約書の提出について

・検疫所へ「誓約書」の提出が必要。
・待機期間中における自宅等での待機/公共交通機関の不利用/アプリ等での健康フォローアップ/位置情報の保存/入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応じること等について誓約いただくことになる。
・誓約書が提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。

⑥スマートフォンの所持、指定アプリのインストール

1.下記を実施するために、必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要です。

- ・誓約書の誓約事項を実施するため
- ・位置情報を提示するため

※スマートフォン不所持者は、スマートフォンを借り受けるよう求められます。

2.事前に必要なアプリを予めインストールおよび設定をする必要があります。

- ・健康居所確認アプリ(MySOS 等)/ 位置情報保存設定(GoogleMaps 等)

▽アプリ動作可能な OS バージョン

- ・iPhone 端末:iOS13.5 以上
- ・Android 端末:6.0 以上

⑦質問票の提出について

※ファストトラックを利用せず、誓約書、検査証明書やワクチン接種証明書(任意)を日本到着時の検疫において紙等で提出する場合は、質問票 WEB より回答し、QR コードを作成。

- ・待機期間中の健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認します。
- ・質問票 WEB で回答完了後、QR コードが表示されるので、表示された QR コードをスクリーンショットで保存するか、印刷をして検疫時に提示する。
- ・質問票 WEB へのアクセス(<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>)

※メールアドレス、電話番号は日本国内で入国者ご本人が使用できるものを質問票に必ず記載する。

◆日本入国時の空港検査において陽性反応が出た場合

検査結果が陽性となった場合、法律に基づき、ご自宅又は行政が指定する病院やホテルなどで隔離又は療養を行っていただきます。

また、移動には公共交通機関は利用できず、原則、ご本人やご家族友人の車などの手段をご自身で確保いただきます。

特に近時はコロナ陽性者の増加により空港周辺の病院やホテルが逼迫しており、ご自宅又は遠方の施設にご移動いただくケースが増えると思われますので、十分ご注意ください。

隔離施設滞在の場合、費用負担はありません。(宿泊費、食事代、空港からの送迎代)

自宅待機の場合、自宅までの移動費用は各自負担となります。(公共交通利用不可)

※現在、ワクチン3回接種済み、または現地での陰性証明所持者は日本到着時の検査はありません。

旅行傷害保険について

今回の研修旅行に参加するにあたり、旅行傷害保険に加入することをお願いしております。（任意）

コロナ以前は保険の適用を受ける項目としては携行品、治療、応急治療などが主となっておりましたが、これからは今までの項目に加えて、**現地でコロナ感染になった場合の対応、補償**についても含めて旅行傷害保険を活用することを強くお勧め致します。

下記にコロナ感染等についての補償についてご案内致します。

2021年2月13日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正により、新型コロナウイルス感染症は同法に定める「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと位置づけが変更されましたため、コロナ以前のインフルエンザ等の感染症の補償対象に準ずる扱いとなります。

●旅行保険で補償されるもの(コロナ感染)

- ◆旅行中に現地で感染してしまった → 現地で病院等にかかった治療・入院費用等は保険対象となります。
- ◆帰国後に感染してしまった → 保険契約期間終了後30日以内に治療を開始した場合は保険金をお支払します。

●保険責任期間の自動延長について(コロナ感染も含む)

保険期間の末日までに帰国出来ない理由によっては、保険責任期間の終期が自動的に延長されます。延長期間につきましては下記となります。

保険期間末日までに帰国できない事由	延長期間
<ul style="list-style-type: none">・搭乗予定交通機関の遅延または欠航・運休・被保険者が医師の治療を受けたこと・被保険者の同行家族、同行予約者の入院	到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度に自動延長
<ul style="list-style-type: none">・被保険者または被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する日本政府や渡航先政府などの公権力による感染可能性のある方の隔離・収容などによる拘束・日本国外における空港の閉鎖	正常な旅行行程につくことができる状態に戻るまでに要した時間だけ自動延長

※現地にて治療・入院に要する時間が72時間を超える場合は保険期間の延長手続きを行い旅行保険を継続することが可能です。

●キャッシュレス治療サービスについて

感染症状(発熱・呼吸器症状等)がある場合に特定の医療機関へ誘導されるなど、各国で感染症防止策がとられていることにより、キャッシュレス医療サービスの利用が一部制限されております。キャッシュレス医療サービスが利用できない場合は、お手数ですが治療費用等をお立て替えいただき、ご帰国後にご請求いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス補償に関する Q & A

PCR 検査費用は補償の対象になるの？

医師の指示によって PCR 検査を受けた場合は、検査費用が補償の対象となります。

飛行機に乗るための PCR 検査費用や、自己判断による検査受検は補償の対象になりません。

ただし、自己判断であっても下記の条件を全て満たす場合は補償の対象となります。

①病院で行った PCR 検査である(※1)。

②検査の結果が「陽性」であり、保険終期日から 30 日以内に医師による治療(※2)を開始した。

※1 薬局等の簡易検査は対象外。

※2 ①の PCR 検査で「陽性」となった海外旅行中に感染した新型コロナウイルスの治療に限ります。

●新型コロナウイルスに感染して、現地滞在から帰国できない場合は、補償の対象になるの？

現地での治療費用や治療により旅行行程を離脱した場合の直接帰国費用は補償の対象となります。

●帰国後すぐに新型コロナウイルスの感染が判明した場合は補償の対象になるの？

保険責任期間中(旅行期間中)に感染した新型コロナウイルス感染症は、保険責任期間終了後(旅行終了後) 30 日以内に医師の治療を開始すれば、補償対象となります。なお治療費用の補償は実費となります。費用負担がない場合は対象になりません。

●新型コロナウイルスに感染して、旅行に行けなくなった場合は補償の対象になるの？

通常のセットプランへのご加入では補償の対象になりません。「旅行変更費用」をオプションでご加入いただいた場合は、補償の対象になるケースがあります。

●新型コロナウイルスに感染して現地で入院した場合、日本から駆け付けてくれた家族の旅費は補償の対象になるの？

海外旅行中のケガまたは病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3 日以上続けて入院した場合、現地までの往復運賃など、ご親族の方が現地に駆け付けるための費用は補償の対象となります

◆補償対象にならないもの

- ・飛行機に乗るための PCR 検査費用
- ・旅行出発前の感染によりかかった治療費用
- ・旅行出発前の感染によりかかった旅行取消費用
- ・PCR 検査が目的地の指定の内容ではないことによる搭乗拒否
- ・PCR 検査が目的地の指定の証明書ではないことによる搭乗拒否
- ・感染による帰国便変更手数料 (医師の治療がない場合)
- ・搭乗前に検査が陽性となり搭乗不能で現地に滞在 (医師の治療※2 がない場合)

◆現地で感染発症となった場合

現地の検査で陽性反応が出た場合、その段階でグループとは別の行動となり、発症した日付によりますが、基本的には帰国が遅れる事になります。現地病院等でコロナ感染治療を受けて、一定期間の隔離処置を受けます。

●現地対応について

- ・現地旅行会社と連携を取り、治療・入院先など確保、対応を手配させていただきます。
- ・旅行傷害保険等の対応、滞在延長手続き、必要書類の手配などのお手伝いを行います。
- ・現地出国までの全般のフォロー、お手伝いを行います。(帰国便の手配等)